

<申請前チェックリスト>

松本市施設園芸省エネルギー化支援事業

申請前に以下の点をご確認ください。

- 事業実施予定施設に、備え付けの燃油使用暖房機が設置されていますか？
または、事業完了までに燃油使用暖房機の設置を見込んでいますか？
※ダクト等が備えつけられていれば、燃油使用暖房機の設置施設とみなします。
※ダクト等が備えつけられていないジェットヒーターや小型の燃油使用暖房機は、移動が容易であるため補助対象施設とは見なせません。
※燃油使用暖房機は、事業実施予定施設に設置されていることが条件です。
※新規で燃油使用暖房機を購入する場合は、事業完了までに設置してください。

- 事業実施予定施設の面積は、合計2a以上ですか？
※園芸施設共済に確実に加入できる面積を補助対象とします。また、共済加入は必須ではありませんが、加入をお勧めします。

- 補助申請事業費に、設置工事費は含まれていませんか？
※設置工事費は補助対象ではありません。

- 補助申請事業費に、燃油使用暖房機の購入費が含まれていませんか？
※燃油使用暖房機は補助対象ではありません。

本用紙の提出は必要ありませんが、各自ご確認の上、申請をお願いします。

〒390-8620
長野県松本市丸の内3番7号
松本市 産業振興部 農政課
(担当:柳澤)
直通(0263)34-3222 内線(1632)
FAX(0263)36-6217